

北本市車両制限令による証明事務取扱要綱

平成29年12月6日

市長 決 裁

平成30年11月28日改正

令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、車両制限令（昭和36年政令第265号）の規定に抵触しないことを証明する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象道路)

第2条 この要綱において車両制限令による証明の対象とする道路は、北本市都市整備部建設課が所管する次に掲げるものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する市町村道
- (2) 道路法の適用を受けない道路

(申請)

第3条 車両制限令による証明を申請する者（以下「申請者」という。）は、車両制限令による証明願（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に正副2部提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 自動車置場付近の道路状況詳細図
- (4) 自動車置場の平面図
- (5) 車検証の写し

2 申請者に代わって一部又は全部の事務を代理する場合は、その代理人が申請書に委任状を添付の上、委任された事務を行うことができるものとする。

(手数料)

第4条 車両制限令による証明の交付を受ける者は、北本市手数料条例
(平成12年条例第9号)第2条第70号に規定する手数料を納入し
なければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

(平成30年11月28日改正)

(令和3年4月1日改正)

別記様式（第3条関係）

車両制限令による証明願

年 月 日

（宛先）北本市長

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者名）

電話

下記自動車置場の前面道路の幅員は、車両制限令の規定に抵触しないことを証明願います。

記

- 自動車置場の位置 北本市
市街化区域 ・ 市街化調整区域
- 前面道路の名称
- 収容する自動車の諸元
最大車両全長 m
最大車両幅員 m
最大車両高さ m
車両総重量 t
最小回転半径 m
- 添付書類 案内図、公図の写し、自動車置場付近の道路状況詳細図、
自動車置場の平面図及び車検証の写し

上記について、車両制限令の規定に抵触しないことを証明する。

北 証第 号
年 月 日

北本市長

